

琉球料理伝承人及び琉球料理伝承人宗匠設置要綱

(目的)

第1条 沖縄の伝統的な食文化の担い手として、積極的な普及啓発活動により、次世代への継承及び観光資源としての活用に資するため、琉球料理伝承人（以下「伝承人」という。）及び琉球料理伝承人宗匠（以下「伝承人宗匠」という。）を設置する。

(定義)

第2条 本要綱における「沖縄の伝統的な食文化」とは、琉球王朝時代に中国の冊封使や薩摩の在番奉行等を饗応するための宮廷料理と、亜熱帯や島嶼といった自然環境のもとで育まれた庶民の料理の双方が混ざり合って発展し、現在に受け継がれてきた琉球料理を基盤とし、食材や調理法、風俗習慣などの様々な要素を包含した沖縄独自の生活文化をいう。

2 本要綱における「伝承人」とは、食に関する専門資格を有し、琉球料理を基盤とする沖縄の伝統的な食文化について、歴史的・地理的背景、行事食の由来、器などに至る総合的な理解を深め、調理法や味を受け継ぐための知識及び技術を習得し、担い手として積極的な普及啓発活動を行う者をいう。

3 本要綱における「伝承人宗匠」とは、琉球料理を基盤とする沖縄の伝統的な食文化について幅広い知識及び高度な技術を有し、普及啓発活動の中心的役割を担うとともに、伝承人を育成、指導する者をいう。

(伝承人の決定方法)

第3条 伝承人は、以下の各号のすべてに該当し、有識者等により選定した「沖縄食文化保存普及継承事業における担い手育成講座（以下「担い手育成講座」という。）」の受講者のうち、全講座を受講した者について、知事が決定する。

- (1) 調理師または栄養士の資格を有する者
- (2) 実務経験が10年以上ある者
- (3) 所属長または団体から推薦がある者（自営の場合は自己推薦）

(伝承人宗匠の決定方法)

第4条 伝承人宗匠は、以下の各号のすべてに該当し、一般公募または県内の市町村、食に関連する業界団体等が推薦する者の中から、知事が決定する。

- (1) 調理師または栄養士の資格を有し、琉球料理の調理に関する10年以上の指導経験がある者
- (2) 琉球料理を基盤とする沖縄の伝統的な食文化について幅広い知識及び高度な技術を有し伝承人を育成、指導することができると認められる者
- (3) 沖縄の伝統的な食文化の保存、普及及び継承に顕著な功績があり伝承人を育成、指導することができると認められる者

(伝承人等の認証)

第5条 知事は、伝承人として決定した者に対し、認証状(様式1-1)を交付するものとする。

2 知事は、伝承人宗匠として決定した者に対し、認証状(様式1-2)を交付するものとする。

(認証期間)

第6条 伝承人及び伝承人宗匠(以下「伝承人等」という。)の認証期間は、特に定めない。

(伝承人等の活動)

第7条 伝承人等は、沖縄の伝統的な食文化の保存、普及及び継承について、次の各号のいずれかの活動を行うものとする。

(1) 沖縄の伝統的な食文化について広くピーアールすること。

(2) 沖縄の伝統的な食文化について、講座、ワークショップ等による体験の場を創出すること。

(3) 食文化に関わる関係団体とのネットワーク構築や食関連産業との連携及び観光資源としての活用に資すること。

(4) 沖縄県が実施する行事や広報活動等に協力及び支援を行うこと。

(5) その他、沖縄の伝統的な食文化の保存、普及及び継承に資すること。

2 伝承人宗匠は、前項の活動に加え、次の各号の活動を行うものとする。

(1) 担い手育成講座の講師として、受講生へ講習を行うこと。

(2) 伝承人を対象とした講座(フォローアップ講座)の講師として、伝承人へ講習を行うこと。

3 伝承人等は、前2項の活動を組織的に行い、琉球料理を基盤とする沖縄の伝統的な食文化の保存、普及及び継承を推進するため、原則として一般社団法人琉球料理保存協会に加入することとする。

(活動報告)

第8条 伝承人は、前条の活動について「琉球料理伝承人活動報告書」(様式2)(以下「活動報告書」という。)を提出するものとする。

2 活動報告書の提出期限は毎年6月末日とする。

3 知事は、伝承人の活動について、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

(辞退)

第9条 伝承人等は、活動の継続を希望しない場合、「琉球料理伝承人等辞退届出書」(様式3)(以下「辞退届」という。)を知事に提出することとする。

(取消)

第10条 知事は、第6条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは伝承人等の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項に基づく活動報告書の提出がない場合。
- (2) 活動報告書の記載内容に虚偽が確認された場合。
- (3) 伝承人等としてふさわしくない行為等があった場合。
- (4) 前条に基づく辞退届の提出があった場合。

2 知事は、前項の規定により伝承人等の決定を取り消した場合は、「琉球料理伝承人等決定取消通知書」(様式4)により遅滞なく本人あて通知することとする。

(名簿管理)

第11条 知事は伝承人等として決定した者について、氏名、住所、生年月日、その他必要な事項を「琉球料理伝承人等名簿」(様式5)にて管理する。

- 2 伝承人等は、住所等に変更が生じた場合は、速やかに「琉球料理伝承人等変更届出書」(様式6)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前条第2項に基づく通知を行ったとき、または前項の届出を受けたときは、伝承人等名簿の記載内容を変更する。

(氏名等の公表)

第12条 知事は、伝承人等の氏名、所属及び活動報告書に記載された活動内容をホームページ等において公表することができる。

(制作物の提供)

第13条 知事は、伝承人等に対し、その活動に必要な制作物(配布を目的とするもの)を提供することができる。

(事務処理)

第14条 伝承人等の認証に関する事務は、沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課が行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、伝承人等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月29日から施行する。

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。